

協働と参加 情報共有で まちづくり

14



「江南市市民自治に
よるまちづくり
基本条例」の9

今回から、第6章「市政運営」
に入ります

この第6章では、市民自治
によるまちづくりの基本原則
である、「市民自治の原則」
や「情報共有の原則」などに
基づいた、市政運営のあり方
が示されています。

第19条 市民の意思の表明

執行機関等は、第8条に規
定する政策の形成、執行及び
評価の過程に、市民が参加し、
自らの意思を表明する機会を
設けます。

2 前項に規定する市民の意
思の表明に関して必要な事項
は、別に条例で定めます。

市民自治の原則に基づい
て、まちづくりの主体である
市民の意思が市政に反映され
るよう、執行機関などに対し、

市民が参加し、自らの意思
を表明する機会（市民参加
の手続き）を設けることを
求めています。

また、この「市民の意思
の表明」に関して必要な事
項は、まちづくり基本条例
とは別の条例で定めるもの
とされており、現在、学識
経験者、まちづくり組織で
活動されている方、公募市
民、市議会議員などで構成
された「江南市市民自治に
よるまちづくり基本条例推
進委員会」で検討されてい
ます。

なお、同推進委員会は傍
聴が可能ですので、開催日
時などを確認していただ
き、気軽にお越しく下さい。

見学して

みようかな



問合せ 地域協働課（内線

3233）